

協会けんぽ島根支部からのお知らせ

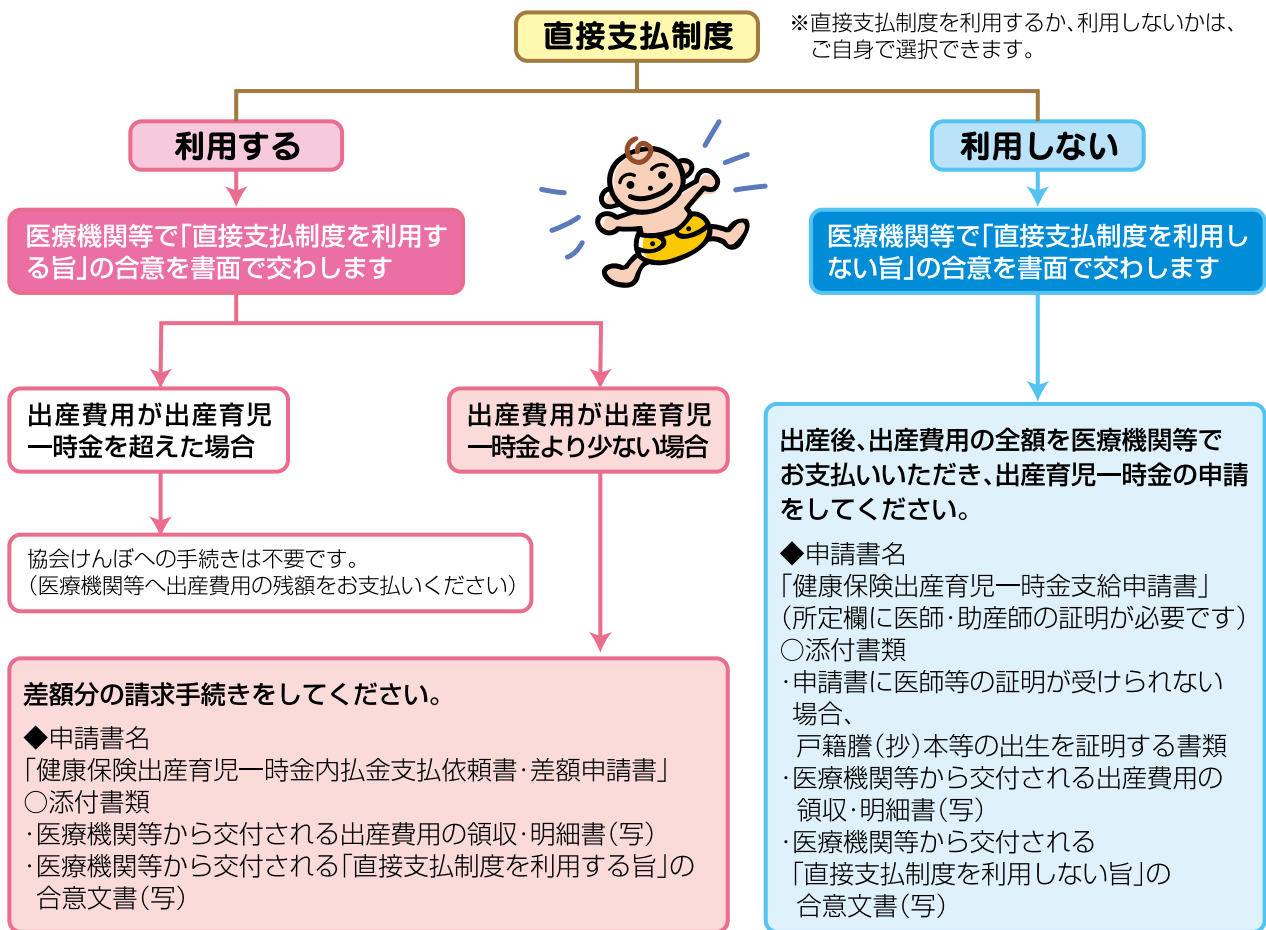
健康保険には、加入者の皆様が病気やケガをされたり出産された場合のための、様々な給付があります。今回は出産育児一時金についてご案内します。

1 出産育児一時金とは？

被保険者の方が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。妊娠4ヶ月(85日)以後の出産(早産、死産(流産)、人工妊娠中絶含む)が対象です。1児ごとに420,000円(在胎週数が22週に達していない場合や「産科医療補償制度」に加入していない医療機関等での出産の場合は390,000円)が支給されます。

2 支給手続きは？

出産にかかる費用に「出産育児一時金」を充てることのできるよう、協会けんぽから「直接支払制度」を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)をご利用いただくことができます。



【手続きに関するお問い合わせ先】 **協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144**

平成23年度社会保険委員等研修会が終了しました。

松江、出雲、浜田の3地区で開催された研修会は、420名の募集に対し395名の方々が受講されました。受講の申込みでは、定員をオーバーする事態になり座席数を増やして受け入れましたが、当日欠席もあり多少の空席が出る形となりました。

